

令和6年宇治田原町全員協議会

令和6年3月4日

午後0時02分開議

議 事 日 程

日程第1 行政諸報告

○建設工事等請負契約の状況（1,000万円～）について

○第2回・第3回公判の概要について

○入札監視等委員会（令和5年度【第1回臨時会】）開催概要について

日程第2 城南衛生管理組合議会議員報告

日程第3 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員報告

日程第4 京都地方税機構議会議員報告

日程第5 その他

1. 出席議員

議 長	12番	浅 田 晃 弘	議員
副議長	1 番	山 内 実貴子	議員
	2 番	榎 木 憲 法	議員
	3 番	馬 場 哉	議員
	4 番	森 山 高 広	議員
	5 番	山 本 精	議員
	6 番	宇佐美 ま り	議員
	8 番	今 西 利 行	議員
	9 番	上 野 雅 央	議員
	10番	原 田 周 一	議員

1. 欠席議員 7 番 藤 本 英 樹 議員

1. 宇治田原町議会全員協議会規定第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西 谷 信 夫 君
副 町	長	山 下 康 之 君

教 育 長	奥 村 博 巳 君
政 策 監	星 野 欽 也 君
総 務 担 当 理 事	奥 谷 明 君
建 設 事 業 担 当 理 事	垣 内 清 文 君
教 育 次 長	黒 川 剛 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	重 富 康 宏 君

開 会 午後 0 時 02 分

○議長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

日程第 1、「行政諸報告」。

建設工事等請負契約の状況（1,000万円以上）についてをお願いいたします。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況につきまして、ご報告を申し上げます。

A 4 の横表資料をご覧ください。

報告案件は 3 件ございます。

まず 1 つ目、建設環境課所管の岩山立川線歩道整備工事（その 3）でございます。

令和 5 年 12 月 21 日に電子入札による一般競争入札を実施いたしました。6 者による入札がございまして、請負代金は税込み 1,309 万 8,800 円、株式会社本田建設が請負者となったところでございます。落札率は 85.09%でございます。工期につきまして、令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 3 月 25 日まで、工事内容につきましては、アスファルト舗装工、路側帯防護工、区画線工、構造物撤去工等でございます。

2 つ目でございます。上下水道課所管の工－4－2 地区他舗装本復旧工事でございます。こちら令和 5 年 12 月 21 日に電子入札による一般競争入札を実施いたしました。29 者の入札がございまして、請負代金は税込み 1,767 万 4,800 円、京都市の吉田建工株式会社が請負者となったところでございます。落札率は 84.93%でございます。工期につきましては、令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 3 月 15 日まで、工事内容につきましては、アスファルト舗装工でございます。

続きまして、同じく上下水道課所管の工－5－1 地区面整備工事でございます。

令和 6 年 1 月 12 日に電子入札による一般競争入札を実施いたしました。7 者の入札がございまして、請負代金は税込み 1,152 万 3,600 円、宇治市の株式会社田中創建が請負者となったところでございます。落札率は 84.96%でございます。工期につきましては、令和 6 年 1 月 20 日から令和 6 年 3 月 10 日まで、工事内容につきましては、開削による管渠工事となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、第 2 回・第 3 回の公判の概要について、

よろしくお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから、被告人、光嶋の、元職員の第2回、第3回の公判が京都地方裁判所で行われましたので、概要につきまして報告させていただきます。

まず、1回の公判については、もう既に報告させていただいているとおりでございますけれども、第2回目の公判が令和5年12月20日水曜日に京都地方裁判所のほうで、公判が開かれたと。

このときの公判の概要でございますけれども、まず1つは、弁護人の立証ということで、1つ目には、証人尋問として、そして、弁護側の情状証人として、被告人の長女が出廷し、以下のことについて証言されたということで。

まず1つは、前回の逮捕時の混乱した家庭状況や拘留中の面談対応のこと。

また、前回の判決後、家族で今後について話し合ったこと。

それから、前回事件について、父が反省していたこと。

それから、現在の仕事ぶりのこと。

そして、今回の逮捕を受け、今後、父に期待すること。仕事また貢献。

それから最後に、家族として生活面、体調面で支えていきたいこと。

これが、証人尋問として被告人の長女が以下のことを証言された。

それから、2つ目にですが、被告人の今度は質問がありまして、まず、アとして、1つについて、現在の仕事についてということで、現在は不動産コンサルタントとして、開発行為等に係る行政手続の支援を行っている。

それから、イとして、Aと知り合った経緯についてということで、砂利採取の案件を通じ、七、八年前にAと知り合い、仕事上での関わりはあったが、プライベートでの付き合いは一切なかったと。その後、宇治田原町内で建設業の仕事をしたいということで、事務用途の不動産のあっせん依頼があったため、業者を紹介したと。

それから、ウとして、予定価格の漏えいについてということで、令和2年度の異動前後の時期に、Aより入札を頑張りたいという話を聞き、その後、入札に当たり積算した金額が予定価格に近いかどうか問合せがあったと。当該入札は議会の議決が必要であったことから、どうしても落札してほしいという気持ちがあって、Aの求めに応じることとして、8月17日、公務出張の帰りの途中に会い、具体的な設計金額を教えたのではなく、Aから教示された積算金額に対して、「もう少し下の金額で」とのように答えたと。

それから、エとして、金銭の収受についてでございます。金銭をもらえんとは思って

おらず、封筒を差し出され一旦断ったが、自分の意思の弱さから押し切れ受け取ってしまったと。金銭は遊興費や飲食費に使った。

オとして、前回判決から心境の変化についてということで、退職後、一般人の立場になり外から公務員を見たとき、自分のしたことが自分の思っている以上にとんでもないことをしたと認識したと。町長、役場職員、住民の皆さん、業者の方に大変なご迷惑をおかけしたことを改めて思ったと。

それから、カとして、設計金額を覚える習慣についてと。設計金額を覚えるようになったのは、議決案件の入札について不調となって年度内完了の工期が取れないことがないように落札してほしいという思いからと、災害時など、緊急の事案が生じた場合にすぐに対応してもらえるような関係性をつくりたいという思いもあったと。本件に関しては、新庁舎に隣接する駐車場の舗装工事を緊急に行う必要があり、Aが実質経営する甲に施行してもらったと。

それから、キとして、前回逮捕捜査時の本件について、前回の取り調べではいろいろな事案について聞かれ答えたが、その中、これ（前回の不正入札）でいくと警察から言われたこと、また、その当時にいろんな出来事があって、本件の記憶が飛んでおり話すことができなかったと、ということで、以上が被告人質問の内容でございます。

それから、大きく2番として、検察官の論告・求刑でございます。

公正な入札を妨害し、行政の信頼をおとしめた行為は悪質である。

2件の入札に対し、予定価格を教示し、Aが実質経営する甲が1件を落札したが、入札の公平性を害したことも大きい。

被告人が受け取った10万円という金額は決して少額ではない。また、公務の公平性という社会の信頼は大きく害されている。

それから、当該入札の不成立を防ぐため予定価格を教示したとしているが、この動機は不正行為の防止や建設業の健全な発展、また、一般競争入札の趣旨を暴虐するものであって、正当化されるものではないと。

以上のことから、被告人が起訴事実を認め、反省の態度を示していることを考慮しても、厳しい処分を科すべきであり、懲役1年及び追徴10万円に処するのが相当であると。

それから、被告人の弁護側からの弁護人の最終弁論でございますけれども、被告人が行った入札妨害と収賄は絶対にしてはいけない行為であるが、自ら金銭を要求したのではなく、収賄事件として10万円という金額は多額でない。

町の工事を円滑に行いたいとの思い自体は間違いではない。

恩を売りたいという思いは、私利私欲を主の目的にしたものではない。

本件は、前回判決の逮捕前の事件であり、前回捜査の中で問われた事案には入っておらず、前回も加重収賄で立件されたが、捜査もされなかったという事情も量刑の判断にしていきたい。

前回の判決後、一市民として犯罪とは無縁の生活を送る中、身柄拘束や実名報道により家族への影響は過大なもので、社会的制裁を受けており、反省もしていると。

公務員でないことから再犯の可能性はないこと、家族との関係は良好で家族からのサポートを受けられる。

以上から、執行猶予が相当である。これは被告人の弁護人からの最終弁論でございます。

それから、被告人の最終の陳述でございますけれども、事の重大さは十分認識しており、私がこれまで頑張ることができたのは家族の支えがあつてのこと。家族から言われていることを今も実行しており、これからも家族に支えられる中、頑張っていきたいということで、その次に、次回の公判が令和6年2月8日ということで、第2回目のほうの公判は終わったところでございます。

下に、参考として、令和5年12月21日付の京都新聞の朝刊の記事も掲載させていただいております。

それから、続きまして、この後、今申しました第3回の公判が令和6年2月8日木曜日に京都地方裁判所で公判が開かれました。

ここではもう判決内容といたしまして、まず（１）、１つ主文が、被告人を懲役１年に処する。この裁判が確定した日から３年間、その刑の執行を猶予する。被告人から１０万円を追徴する。

大きく（２）量刑でございます。

アとして、被告人は所掌する工事の入札等を適正に行うべき管理職の立場にありながら、秘密性の高い設計金額２件を落札を希望していた者に教示し、現に１件の工事入札を落札していることに照らし合わせ、入札の公正を大きく損なわれた。

イとして、加えて、設計金額２件を教示したことに対する謝礼として、現金１０万円を受け取っており、公務の公正に対する信頼を大きく失わせた。

ウとして、今回の行為は公正な公務遂行の重要性を軽視する発想による犯行であつて、その動機に特段酌むべき点はなく、相応の責任は免れない。

エとして、刑事責任は消し去れないが、前回逮捕の確定裁判の余罪であること、事実

を認めて反省の態度を示していること、家族の支援が見込まれるなど、酌むべき事情を考慮するということでした。

これにつきましても、令和6年2月9日付で、京都新聞の朝刊のほうで記事として書かれているところでございます。

以上が第2回目、第3回目の公判の内容でございます。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 議員の皆様、本当にご迷惑をおかけしております。

1回にかかわらず、2回目の逮捕ということで、宇治田原町全体に本当に信頼を損なうこととなってしまいました。

今までからも再発防止また信頼回復に取り組んでおるところでございますけれども、さらに入札監視等委員会とも協議する中で、再発防止徹底と、また住民の皆様にも信頼回復について職員が一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○副町長（山下康之） 申し訳ございませんでした。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。馬場議員。

○議員（馬場 哉） 1ページの（2）のイに書いてあるAと知り合った経緯についての砂利採取の案件を通じて、この砂利採取というのはどこやったとの特定というのはしてはるんですか。分かるんですか。

○議長（浅田晃弘） 星野政策監。

○政策監（星野欽也） 公判の中では一切そのことについては触れられていませんので、分かりません。以上でございます。

○議員（馬場 哉） 分からないんですね。仕方ないですね。以上です。すみません。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、入札監視等委員会（令和5年度【第1回臨時会】）開催概要についてを報告していただきます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、令和5年12月25日水曜日の午後2時から開催いたしました入札監視等委員会【第1回臨時会】に係る概要につきましてご報告を申し上げます。

委員は、弁護士の安保委員長、公認会計士の横田委員、京都府建設交通部理事の渡邊委員の3名でございます。

議事の概要でございますけれども、まず、議事（１）といたしまして、今回、資料の添付は省略させていただいておりますが、元職員の前回逮捕に係る不正事案から、今回逮捕に至る経過について時系列の確認を行ったものでございます。

続きまして、議事（２）では、第１回、第２回の公判に係る概要の報告を行ったものでございますけれども、委員からは、再発防止策策定前の事件ではあるものの、設計金額を記憶するという機会については、工事起工の決裁において課題は残ること。職員アンケートにより再発防止策策定後の意識の変化について調査することなどについて、ご意見をいただいたところでございます。

最後に、議事（３）におきまして、今回の再逮捕を受け、今後の調査方針、また対応等について協議を行いました結果、まず①といたしまして、本件不正事案の調査については、入札監査等委員会において不正防止策の検証を行うこととし、検証に当たっては、町事務局において疑義事象抽出等の調査を行い、その結果を踏まえた不正防止策の改善すべき事項などを取りまとめること。

②といたしまして、本件不正事案に係る疑義事象の抽出については、平成27年度から令和２年度までの一定金額以上の入札について、入札経過等から客観的事実に基づき、疑義のある事象を町事務局において抽出すること。

③といたしまして、調査はあくまで不正防止策を検証することを目的に実施することについて、方針をお示しいただいたところです。

町といたしましては、この方針に従い調査を行い、先ほど副町長よりご説明申し上げました公判の結果と、この調査結果を併せまして、今月13日に予定しております２回目の臨時会の場で改めて協議を行い、現在取り組んでおります入札不正再発防止策をより完成度の高いものとするための検証を行ってまいります。

この入札監視等委員会【第２回臨時会】の開催概要につきましても、最終日にお開きいただきます全員協議会の場で改めてご報告をさせていただきたく存じます。

以上、入札監視等委員会の開催概要についての報告とさせていただきます。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、日程第２、「城南衛生管理組合議会議員報告」についてを議題といたします。原田議員。

○議員（原田周一） それでは、城南衛生管理組合の報告を、お手元に資料が配付されていると思うんですが、ご覧のように本会議及び委員会につきましては、それぞれ名前の

書かれているとおりに出席いたしました。

内容については、ここに議案としては全部書かれているとおりになんですが、一応、議案としては、この中に委員会報告のところ、例えば一番最後ですと、2月5日総務常任委員会及び2月6日廃棄物処理常任委員会、ここで先ほど議案も出ていました新事務所棟建設工事の説明がありました。新事務所棟はこの3月末、一応、建物としては完成します。事務所棟は2階建てでございまして、1階鉄筋コンクリート造りなんですが、渡り廊下で横にあります工場棟につながって行き来ができるということです。1階は環境学習機能を持たせた研修コーナーとか技術コーナー、そういったものを設置して、それから2階が事務所棟になっておりまして、事務所とか会議室、そういったような造りでございます。

事務所の移転につきましては、先ほど3月末完成いうことを報告させてもらったんですが、一応、7月に、一応移転予定。その間何をするか言うたら、音響設備であるとか、いろんな電気設備の工事、そういったもののことで、完全に引っ越すのは7月頃という予定で、今のところ進んでおります。

それから、この報告書の中で1月15、16の両日にわたって、視察研修に行っていました。宇佐美議員ほか原田。これ、両委員会合同視察でございましたけれども、一応、小金井市と日野市の両市、行ってきたんですが、小金井市のほうはテーマとしてはごみ減量への取組、それから日野市につきましてはプラスチック類の資源化の施設の視察ということでございます。

特に、小金井市が私はいろいろ大変興味あったんですけれども、東西4.1キロ、南北4キロというような、大体広さの地域なんですが、人口が12万4,713人、これは令和5年4月1日現在、世帯数が6万2,874世帯ということでございます。なぜこれを言うたかと言いましたら、実は小金井市は多くの大学研究施設なんかがありまして、文教都市として性格も有して、東京都心への通勤圏でもあります。

実は、平成18年にごみ非常事態宣言を行って、全国でもワーストに入るぐらいの地域だったんです。そこで実は平成17年4月から戸別収集を開始した。これは1軒、1軒、全部収集するということを開始されて、大体、この視察のときにちょっと質問をして、大体各家庭の負担はどれぐらいやいうことでお聞きしたら、大体1つの家庭で500円程度やと、有料の袋を買うんですけれども。それで消費するので、500円程度であると。一戸建ての場合は道路に面した建物の収集しやすい場所、要は玄関先、道路に面しているところ。だから車が入れないところなんかは路地の奥の家は道路まで持ってくると。

パッカー車が出入りする所まで持ってきてもらったら収集する。それから、集合住宅、先ほど、学生、文教都市ということを行いましたけれども、学生マンションなんかは当然、集合集積場所に出すということで、収集するということで。

それで、平成18年からずっと毎年毎年、細分化をずっと、ごみの区分ですね、出す。それを進めていったと。例えば、ファクス用紙の感熱紙みたいなもんとか、あれは普通再生紙とかにならないんで、そういうのも普通の紙と分けるとか、最終、そういうところまでずっと、毎年毎年、時間をかけて徹底して行って、その結果、ごみの量が減ったと。大体、1人当たりのごみの量が非常に減って、全国で3位までになると。

それから、リサイクルの率なんかも全国で2位というような非常に時間はかかったんですけども、この小金井市は先進的な取組になったというようなことで、視察、行ってきました。

あと、日野市につきましては、プラスチックごみの再資源化施設ということなんですけれども、これ、あんまり、言うて悪いですけども、うちの長谷山とか、いろいろ城南衛管で現在やっているのとあまり変わらないし、むしろこの間から新聞にも出ていましたけれども、プラスチックの、要するにサントリー以外、今度、コカ・コーラで、また再生のボトルt oボトルいう事業やるんですけども、そういった意味では城南衛管のほうが進んでいるのかなというような趣で見えてまいりました。

報告については以上です。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、日程第3、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員報告を議題といたします。榎木議員。

○議員（榎木憲法） それでは、お手元に配付しました京都府後期高齢者医療広域連合議会議員報告を行います。

令和6年2月8日に京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会が、会期を1日として開会しました。

議決結果については次のとおりです。

令和6年度第1回定例会議決結果について。

広域連合長提出議案、同意第1号、2号につきましては、2件とも同意されました。

次に、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号におきましては可決されました。

次に、報告事項です。

報告第1号 専決処分について（賠償額の決定）の報告がありました。

次に、請願ですが、請願第1号、請願第2号が提出されましたが、いずれも不採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、日程第4、京都地方税機構議会議員報告を議題といたします。山内議員。

○議員（山内実貴子） それでは、京都地方税機構議会の報告をさせていただきます。

令和5年11月22日に、京都府立城南勤労者福社会館にて、京都地方税機構の業務執行状況の説明がありました。

次に、令和6年1月12日、京都府庁において、令和5年度京都地方税機構定期監査を行いました。

そして、令和6年2月6日、京都ガーデンパレスにて、1時半から全員協議会、そして続いて、2時から令和6年2月定例会が行われました。諸報告として、議員異動、議席の指定、また例月出納検査及び定期監査の結果報告があり、議案としましては、令和6年度京都地方税機構一般会計予算並びに令和5年度一般会計補正予算（第1号）等4議案が提出され、全て可決されました。以上です。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、次に、日程第5、その他、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 町当局側より、何かございませんでしょうか。

（「ないです、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、これで全員協議会を終わります。

なお、最終日の3月28日においても全員協議会を予定しており、町当局より行政諸報告等について報告願うこととしておりますので、調整方よろしく願いしておきます。

本日は誠にご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時36分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘